

1 監査の対象 農林水産部

2 監査実施期間 平成27年8月20日から平成27年10月22日まで

3 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年6月30日までに執行された財務に関する事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等とを主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

証明手数料の収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定時期が遅延している例が認められた。

（農地課）

※ 法定外公共物の機能の有無に係る証明手数料として平成27年4月22日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月23日（木）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月24日（金）に払い込まれていた。

また、当該手数料は、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当することから、その調定は、手数料を徴収した平成27年4月22日に行わなければならないが、同月24日に遅延して行われていた。

いわき市財務規則

（調定の時期）

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
 - (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあったとき。
 - (3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。
 - (4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあったとき。
- 2 収入決定権者は、法令、契約等の規定に基づき収入金について分割して納付させる特約又は処分をしている場合においては、当該特約又は処分に基づき、納期の到来するごとに当該納期に係る収入金について調定をしなければならない。

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

- 2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

2 収入事務（その2）

川前活性化センターの使用料の減免に係る事務において、規則で定められた事務処理が行われていない例が認められた。

（農地課）

※ 市川前活性化センター条例施行規則第4条第2項の規定により、使用料の減免を受けようとするものは、川前活性化センター使用料減免申請書（第1号様式）により市長に申請し、市長は、使用料の減免をするときは、同規則同条第4項の規定により川前活性化センター使用料減免通知書（第2号様式）を申請者に交付しなければならないとされているが、同規則に基づき事務を処理せず、規則改正前の旧様式である川前活性化センター使用許可申請書を使用し、減免に係る事務処理を行っていた。【類例1件あり】

いわき市川前活性化センター条例

（使用料）

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより算出した額の使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

別表（第6条関係）

施設の種別	単位	使用料
和室(1)	1時間	円 210
和室(2)	1時間	100
研修室(1)	1時間	210
研修室(2)	1時間	210
農産物加工実習室	1時間	320
多目的ホール	1時間	1,830

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

いわき市川前活性化センター条例施行規則

（使用料の減免）

第4条 条例第7条の規定により使用料の減免をする場合及び減免率は、別表に定めるところとする。

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、川前活性化センター使用料減免申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、使用料の減免をする場合に該当することを証する書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の使用料の減免をするときは、川前活性化センター使用料減免通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

別表（第4条関係）

減免をする場合	減免率
市が使用する場合及び農業関係の活動を行う団体が公益のために使用する場合	100分の100
官公署が使用する場合及び公共的団体が公益のために使用する場合	100分の50

備考 この表に基づいて算出した減免額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 支出事務

土地の転貸借に係る支出事務において、平成27年度分の賃借料について支出負担行為がなされていない例が認められた。

（農業振興課）

※ 公益財団法人福島県農業振興公社との土地の賃借契約（利用権設定）については、契約期間を平成23年7月1日から平成29年6月30日までとし、平成23年7月1日付けで契約を締結しているが、監査実施時点（平成27年9月8日）において、地方自治法第232条の3及び市長期継続契約事務取扱要綱第5条第1号の規定に基づく平成27年度分の支出負担行為が行われていなかった。

地方自治法

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

いわき市財務規則

（支出負担行為の整理区分）

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

別表第3（第63条関係）

支出負担行為の整理区分（節区分）

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
14 使用料及び賃借料	契約を締結するとき	支出命令を発したとき	契約金額	見積書 予定価格調書 入札書 入札調書 積算基礎を明らかにした書類 契約書案請書案	
	請求のあつたとき	（略）			

いわき市長期継続契約事務取扱要綱

(支出負担行為)

第5条 契約に係る支出負担行為の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 支出負担行為は、契約期間内における会計年度ごとに行うこと。
- (2) (略)

<意見又は要望とする事項>

1 収入事務（境界確定事務取扱要領の改正の検討について）

農地課が所管する農道等の境界査定に関する事務のうち、勿来・田人地区管内のものについては、勿来支所経済土木課（以下「勿来支所」という。）が境界査定を行うとともに、申請者に対して土地境界に関する調査証明書を交付し、当該手数料については納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書（第15号様式）を発行して申請者に納付させている。

勿来支所の事務処理は、土木部、農林水産部、財政部の3部の協議により策定された「境界確定事務取扱要領（以下「要領」という。）」（平成19年4月1日施行）第13の規定に基づき行われているものだが、市手数料条例（以下「条例」という。）第3条ただし書においては、手数料は証明書の交付の際に納付する旨規定されていることから、要領が条例の規定と整合が取れていない状況が発生している。

また、同じ農林水産部の林務課では、同様の土地境界に関する調査証明書交付に係る手数料は条例の規定に基づき事務処理が行われており、その取扱いが異なっている。

このことから、農林水産部は、要領に基づき事務処理を行っている関係各部と協議を行い、条例との整合性が図れるよう要領の改正について検討されたい。

（農地課）

いわき市手数料条例

（手数料の額等）

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

（手数料の納付）

第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、証明書、謄本、抄本及び写しについては、交付を受ける際納付するものとする。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

別表（第2条関係）

種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
公租に関する証明	円 250	1年度、1税目に関する事項を1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明	250	土地については、3筆までを1件とし、家屋については、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。
土地境界に関する調査証明	250	1境界を1件とする。
消防に関する証明	250	1通を1件とする。
その他の証明	250	1通を1件とする。
固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	250	1枚を1件とする。ただし、地籍図については、1字を1件とする。
その他の公簿、公文書又は図面の閲覧	250	1種類1回を1件とする。

境界確定事務取扱要領

(手数料)

第13 境界確定事務についての手数料を「いわき市手数料条例」に基づき徴収するものとし、境界確定同意の通知と併せ、納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書を発行する。

2 契約事務（長期継続契約の適用の検討について）

湯の岳山荘警備業務委託については、同一業者と複数年度にわたって単年度契約を続けているが、平成21年11月に契約事務の効率化等を目的とした「いわき市長期継続契約に関する条例」が施行されており、「庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約」については、長期継続契約の適用が可能となっていることから、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。

(林務課)

地方自治法

(長期継続契約)

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

いわき市長期継続契約に関する条例

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の機器（当該電子計算機において使用するソフトウェアを含む。）を借り入れる契約
- (2) 前号に規定する機器の保守点検に必要な役務の提供を受ける契約
- (3) 庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすことにつき相当の理由があると認められる契約